

# 霧島市立医師会医療センター施設整備に係る医療機器整備計画等策定業務委託仕様書

## 1 業務名

霧島市立医師会医療センター施設整備に係る医療機器整備計画等策定業務委託

## 2 目的

本業務は、霧島市立医師会医療センター（以下「医療センター」という。）の施設整備に伴う基本設計及び実施設計に合わせて、医療機器整備計画等の策定を行うものである。

## 3 内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

### (1) 医療機器整備計画作成業務

- ア 現有医療機器・備品の調査を行い、台帳を作成すること。
- イ 各部門からの要望を取りまとめ、各部門毎の医療機器整備リストを作成すること。
- ウ 現病院の医療機器等について、更新、新設、移設の区分を行い、医療機器整備計画を作成すること。計画作成にあたっては、医療情報システムとの接続有無や特殊な設備条件等について整理し、医療情報システム等整備計画との整合を図ること。
- エ 実勢価格の調査を行い、更新、新設、移設及び廃棄の区分ごとの概算費用を算定し、医療機器等整備費の予算案を作成すること。なお、作成にあたっては、費用対効果を考慮し、持続的な健全運営に配慮した予算案とすること。
- オ 新設・更新する医療機器について、購入年度を整理すること。
- カ 医療機器等の設置に必要な面積を算定し、主要医療機器配置図案を作成して設計に反映させること。
- キ 新設機器の選定について、将来の医療需要等を踏まえ情報収集を行い、資料を提供すること。

### (2) 新病院運営計画等作成業務

- ア 「基本構想」及び「基本構想」を設計に反映させるため、診療機能に影響する主要部門や患者動線、効率的な部門配置等の検討支援を行うこと。
- イ 新病院の運営基本計画（人、物、情報の流れ等）について、現病院の運用状況、業務効率化、医療情報システムの活用、病院スタッフのスムーズな業務移行等を考慮して作成すること。作成にあたっては、必要に応じて各部門ヒアリングを実施し、意見を反映すること。
- ウ 「基本計画」に沿った医療情報システム等の整備について、現在の運用状況を調査・分析し、既存医療情報システムの継続利用を基本とした上で、移設方法・スケジュール等を整理し、医療情報システム等整備計画を作成すること。

エ 作成した新病院運営計画等について、本件に係る基本設計受託業者と調整を行い、設計に反映させるよう連携を図ること。

オ 「基本計画」中の事業収支シミュレーションの見直しを行い、最新年度の実績と各計画の進捗状況に応じて、より精度の高いシミュレーション(開院後30年間)を作成すること。

カ 上記に基づき新病院開院までの運用的・経営的取組みを検討し、実行支援を行うこと。

(3) その他

業務の実施に必要な会議等における資料提供や説明、質疑応答等の支援を行い、基本設計及び実施設計を円滑に実施するための支援を行う。

ア 意思決定のための会議(年間3、4回程度)開催予定

イ 部門別に設置された会議等(部門別ヒアリング含む。)適宜開催

ウ 事務局との打合せ・協議 月1、2回程度

エ その他必要に応じ、出席を求めた会議

※なお、上記項目以外についても、受託者において、必要とされる項目があれば、提案することを妨げない。

#### 4 委託期間

契約締結日から令和3年3月15日までとする。

#### 5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。提出する部数及び提出方法については、委託者と協議の上、決定する。

(1) 医療機器整備計画作成業務

ア 現有医療機器等台帳

イ 各部門毎医療機器等整備リスト

ウ 医療機器等整備に係る予算案

エ 医療機器等整備計画書

オ 主要医療機器配置図案

カ 新設機器資料

キ 参考資料

(2) 新病院運営計画等作成業務

ア 新病院運営基本計画

イ 医療情報システム等整備計画

ウ 事業収支シミュレーション

エ 参考資料

(3)最終報告書

内容：本業務遂行に伴う成果品を含む報告書

部数：各 5 部及び電子データ

## 6 業務の処理

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を推進するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守するとともに、適正な人員を配置し、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、正確に行わなければならない。

(2) 打合せ

受託者は、事前に委託者と打合せを行い、業務を円滑に遂行するものとする。なお、受託者は、打合せ事項について後日確認ができるよう、協議内容、決定事項、立会人等を記録した記録簿を備えるものとし、委託者の指示により提出しなければならない。

(3) 業務上の指示

受託者は、委託者と連絡を密にし、委託者の指示に従わなければならない。

(4) 業務上の報告

受託者は、委託者の求めがあった場合は、業務の進捗状況に応じ、報告を行わなければならない。

(5) 疑義

受託者は本業務の遂行に当たり、疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議し、委託者の指示を受けなければならない。

## 7 その他

(1) 本業務の遂行に当たり知り得た情報は、委託者の許可なく他に漏らしてはならない。  
(契約終了後においても同様とする。)

(2) 本業務に必要な資料については、霧島市及び医療センターの職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は、収集した資料を毀損又は滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の履行期限までに返却しなければならない。

(3) 受託者は、本業務の完了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに、委託者の指示に基づき、成果品の訂正を行わなければならない。

(4) 成果品の著作権は、霧島市に帰属する。成果品の第三者への提供や内容の転載については、霧島市の承諾を必要とする。

(5) 受託者は、業務の一部を別の業者に再委託する場合は、事前に事務局の承諾を得た後に再委託すること。

(6) 受託者は、霧島市が医療センターの施設整備に係る別途業務委託（予定）する者と協議・協力の上、業務を行うこと。